

(趣旨)

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）における寄附金の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 「寄附金」とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）において、理事長が次の各号に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄附金とする。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育、研究活動に要する経費
- (3) 地域貢献活動に要する経費
- (4) 国際交流活動に要する経費
- (5) その他大学の運営に要する経費

(寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、寄附者が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。

(受入れの制限)

第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償又は著しく少額の対価で寄附者に譲与又は貸与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利又は研究成果物を寄附者に無償又は著しく少額の対価で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全額または一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が特に大学運営上支障があると認める条件が付されているもの。

(寄附の受入手続等)

第5条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第1号）により、理事長あて申し込むものとする。

(受入れの決定)

第6条 寄附金の受入れの決定は、理事長が行う。

- 2 理事長は、前項の受入れを決定するにあたっては、研究担当者の所属する専攻等の教員又は寄附金の使途を所管する理事の意見を聞くものとする。
- 3 理事長は、寄附金申込書の内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに寄附申込者へ寄附金受入受諾書（様式第2号）により通知するものとする。

(礼状及び領収証書の送付)

第7条 理事長は、寄附金が法人に納付されたときは、寄附者に寄附金受納礼状及び寄附金領収証書（様式第3号）を送付するものとする。

(使途の変更等)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができるも

のとする。

- (1) 寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合
- (2) 当該使途で研究担当者等が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合
- (3) 寄附金の使途を変更しようとする場合で、寄附者の同意が得られたとき。

2 前項第2号の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、当該寄附金について指定された研究者等の所属する専攻等の教員の意見を聞くものとする。

(管理経費)

第9条 寄附金には、管理経費を含むものとし、管理経費は寄附金の5%に相当する額とする。

(その他)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公立大学法人金沢美術工芸大学理事長 様

寄附者 住 所 (〒)

氏 名 印

(法人にあつては、法人名および職・氏名)

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的 (いずれかにチェックを入れてください。)
 - 金沢美術工芸大学の学術研究を奨励するため
 - 金沢美術工芸大学の教育、研究の充実のため
 - 金沢美術工芸大学の地域貢献活動の促進のため
 - 金沢美術工芸大学の国際交流活動の促進のため
 - 金沢美術工芸大学の大学運営全般への支援のため
- 3 寄附条件 なし
- 4 担当者連絡先 (納入依頼文書等送付先)
 - 所在地 : (〒)
 - 所属 :
 - 氏名 :
 - 電話番号 :
 - E-mail :

備考

(学術研究に対する寄附金の場合) 特に奨励を希望する教員の所属・氏名

専攻等 :

氏 名 :

様式第2号

年 月 日

様

公立大学法人金沢美術工芸大学
理事長

寄附金受入受諾書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、寄附金のお申し出をいただき誠にありがとうございます。

年 月 日付けでお申し出いただきました寄附金につきまして、ありがたくお受けし、金沢美術工芸大学の教育、研究等の奨励等のために役立たせていただきたいと思います。

つきましては、下記によりお納めいただければありがたく存じます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納入方法 本大学の預金口座への振り込み
(振込口座)
(口座名) 公立大学法人金沢美術工芸大学

※なお、大変恐れ入りますが振込手数料をご負担いただきますようお願い申し上げます。

様式第3号

年 月 日

様

公立大学法人金沢美術工芸大学
理事長

寄附金領収証書

このたびは、本学の教育研究に対して御寄附いただき誠にありがたく存じます。
貴殿の御寄附の趣旨を十分に配慮し、本学の教育研究に資する所存でありますので、
今後とも、より一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

寄附金額 円
上記のとおり寄附金を受領しました。

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄付金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

- （注） 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収証書が必要となりますので、相同期間大切に保管してください。